

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更について

国は近く、5月8日からの新型コロナの5類感染症への移行を正式に決定する見込みです。5類感染症に移行すると、特別措置法や感染症法に基づく対策・措置は廃止され、これに伴い、全国的に陽性者の全数把握をベースとした詳細な情報の分析や提供、リアルタイムの感染動向に応じた注意喚起も終了します。このため、県の対策本部や感染状況等に応じた県独自の警戒レベルの設定も廃止となります。

新型コロナ対策は、国や県が細かくルールを定め対策を講じ、国民、県民の皆さんに協力を要請する仕組みから、個人の自主的な判断と行動を基本とする方向に移行しますが、コロナ自体が収束したわけではなく、専門家からは「第8波を超える規模の第9波が起きる可能性」も指摘されています。

今後も、これまでのコロナ禍で学んだ経験を念頭に、一人ひとりが日常の中で感染対策を実践することが重要です。県民・事業者の皆さんには、特に次の感染対策についてご協力をお願いします。

◇県民の皆さんにお願いしたいこと

- 定期的な換気やこまめな手洗い、咳エチケット、流行時の3密回避、体調不良時の会食参加の見合わせなど、基本的な感染対策の日常化
- 効果的な場面でのマスク着用。特に医療機関や高齢者施設の訪問時には、マスク着用を含め施設管理者が求める感染対策に協力を
- 高齢者等の重症化リスクが高い方は、特に感染状況に留意し、流行時には人混みを避け、マスクを着用するなど、必要な感染回避行動を

◇事業者の皆さんにお願いしたいこと

- 従業員等が体調不良となった際の休みやすい環境づくり

【新型コロナ陽性となった場合の国が推奨する療養期間等】

- ・ 発症日の翌日から5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える

- テレワークや時差出勤等の積極的な活用を
- 定期的な換気やこまめな手洗いの習慣化等、職場内での基本的な感染対策の継続を

また、県では、国の新型コロナの5類感染症への位置付け変更の方針を受け、医療提供体制の確保等について、医療圏域ごとに医師会や医療機関、消防、市町等の関係者と協議を進めて参りました。5類移行により幅広い医療機関での対応が求められている中、多くの医療機関にお力添えをいただき、移行に当たり、十分な体制で臨むことができる

と考えております。5類移行後の医療提供体制や、新型コロナに感染した場合の外来受診・入院、そしてワクチン接種等については次のとおりです。

◆外来体制

➤移行前と同様に、身近な医療機関での外来受診が可能です。

※現在：678 機関⇒ 4/25 時点：720 機関【県内の内科・小児科・耳鼻科に対する割合 79%】

◆入院体制

➤病床確保医療機関は 109 機関と現在（48 機関）の2倍以上となり、現在の確保病床に相当する 最大 466 床の即応病床を確保できる見通しです。

◆発熱等の症状があり、外来を受診する場合

➤医療機関に連絡の上、これまでと同じくマスクを着用して受診してください。

・受診可能な医療機関は県ホームページに掲載します。受診先が不明な場合は、県受診相談センター（24 時間対応（土日祝含む）、089-909-3483）に電話ください。

➤医療費（検査費を含む）は、他の疾患と同様に保険診療となります。新型コロナ治療薬は、当面 9 月末まで自己負担はありません。

◆新型コロナと診断された場合

➤医師の指示に従い自宅で療養してください。

【国が推奨する療養期間等】

・発症日の翌日から 5 日間は外出を控えること。5 日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後 24 時間が経過するまでは外出を控える

・発症日の翌日から 10 日間は、不織布マスクの着用や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮を

※陽性者登録センターや宿泊療養施設、医療機関からの「療養案内書」配付は終了

➤同居のご家族等について濃厚接触者の特定はなくなり、自宅待機を求められることはありません。

【国が推奨する留意事項】

・ご家族等の発症日の翌日から特に 5 日間は体調に注意。7 日目までは発症の可能性があり、基本的な感染対策や高齢者等の重症化リスクが高い方との接触回避を

◆療養中に体調が悪化した場合

➤診療時間中は受診した医療機関に電話、又は 24 時間対応（土日祝含む）の受診相談センター（089-909-3483）に連絡をしてください。

※症状が重い時は救急要請を。子ども医療電話相談「#8000」も活用ください。

（救急電話相談「#7119」は、本年夏頃の開始に向けて準備中）

※保健所による健康観察や自宅療養者医療相談センターは終了

◆入院（医師が必要と判断した場合）

- 入院先は診断した医療機関が症状に応じて調整。保健所からの連絡等はありません。
- コロナ治療費による入院医療費は保険診療となり、自己負担が発生しますが、当面9月末まで高額療養費の自己負担限度額から最大2万円の減額措置が行われます。

◆令和5年度のワクチン接種

- 追加接種のスケジュール（※詳細は、お住まいの市町ホームページを確認ください）
 - ・高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等は、「5月8日から8月」と「9月以降」の年2回接種です。その他の方（12歳以上）は、9月以降接種可能です。
 - ・小児（5～11歳）は、いつでも接種可能です。
- 自己負担はありません。接種可能な方は、接種の検討をお願いします。

これまで3年以上にわたり、県民の皆さんの命を守ることを最優先に、社会経済活動のバランスに日々心を砕きながら新型コロナに向き合ってきました。繰り返し襲ってくる感染の波を乗り越えることができたのは、何よりも現場の最前線で対応されている医療・福祉関係の皆さんのご尽力と、県の感染対策に対する県民・事業者の皆さんのご協力のおかげであり、特に、本県では医師会や看護協会をはじめとする医療関係団体、経済団体、市町、県議会など、オール愛媛で協力体制が築けたことが大きな力になりました。改めて深く敬意と感謝の意を表します。

5月8日以降は、国全体でウイズコロナに向かって更に進んでいくこととなりますが、感染症に強い社会づくりのため、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更に係る本県の医療提供体制や、外来受診・入院及び県民・事業者の皆さんへのお願い等の詳細は別添の資料にまとめていますので、ぜひご一読ください。また、本日の記者会見でご説明しましたので、次の2次元コードから録画データをご覧くださいませよう願いたします。



※本メッセージ及び記者会見動画は愛媛県ホームページに掲載しています。
（5月8日以降、掲載場所が変更となる場合があります。ご了承ください。）

➤メッセージ

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html#chiji>

➤記者会見動画

https://www.pref.ehime.jp/governor/governor_kishakaiken.html